

中世の領事制度の特色：領事の職務を中心として

伊藤, 不二男
九州大学法学部：助教授

<https://doi.org/10.15017/1295>

出版情報：法政研究. 21 (3/4), pp.73-94, 1954-03-20. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

中世の領事制度の特色

——領事の職務を中心として——

伊 藤 不 二 男

中世の領事制度は現在の領事制度の前身である。現在の領事制度は、中世の領事制度を起源として、それから発展し、変遷してきたものである。が、それが現在みられるような内容の制度として確立したのは、大体において、十八・九世紀の頃といえる。つまり、その頃のヨーロッパ諸国家の国内法及び国際法上の制度としてである。

ところで、中世の領事制度は、現在の領事制度と比較して、著しく異なる特色を有するものであつた。

即ち、第一は、領事を任命する主体についてみられる特色である。現在の領事制度において、領事は、常駐外交使節の制度と共に、国家が任命し、従つて国家の国際法上の常設的な在外機関である。が、中世においては、領事は商業都市によつて任命され、従つて都市を代表するその都市の在外機関であつた、ということである。

第二は、領事の職務の内容についてみられる特色である。

つまり、現在の領事は、ただ、本国及び本国の国民の、主として通商・航海及びその他の商業上の利益を保護・監督する外、接受国に居住する本国国民に対して一般生活上の保護を与えることを任務とする。が、中世の領事は、更に一層重要な任務を有するものであつた。即ち、当時、外国人は、今日のごとく旅行・住居移転の自由を認められることなく、特定の都市の一区劃内に居住し、その商業植民地又は居留地内で、本国の法律の下に団体生活をいとなむこ

とが許されていたのである。が、領事はつまり、(一)その商業植民地又は居留地の行政上の長官であつた。と共に、それは又、(二)その植民地又は居留地の商館 *fundicum* の主人として、それを本国の都市から渡来する商人たちの利用に供することを重要な任務とした。

のみならず、更に重要なこと、そして、それこそ中世の領事制度を特色づける第一の要素といえることは、(三)その時代の領事はすべて、植民地又は居留地に居住する本国都市の市民たちの争いを、本国の法律を適用して裁判する裁判官であつた、ということである。もとより、領事の裁判管轄権の範囲は、条約や特許、又は慣習によつて定められたけれども、領事が裁判官であること自体は、当時にあつては当然のことであり、領事制度の本質的な要件のごとくに認められていたのである。これに反して、現在の領事制度においては、特別に条約の規定にもとづく以外に、領事が裁判権を行使することは、接受国の領土主権の侵害と考えられる。

そればかりではない。(四)当時の領事が常駐外交使節としての任務と地位とを認められていたことも、無視されてはならない点である。今日の領事は、地方官憲と交渉する以外に、直接、接受国の中央政府と外交上の交渉をする権限を有しない。その必要がある場合には、常に自国の常駐外交使節を通して行わなければならない。しかし、中世の領事が、一面において領事であると共に、他面においてかく常駐外交使節に相当するものであつたのは、一つには、その時代において、未だ常駐外交使節の制度が確立していなかつたこと、従つて、領事が唯一の常設的な在外機関であつたことと、他に、領事を任命した商業都市自体が、当時の国際政治の上で重要な役割を演じていた事由によるものである。

かかる内容をもつた中世の領事制度が、現在の制度に変遷したのは、(一)近代国家の成立と、(二)それにとりなう領土主権の觀念の確立と、(三)常駐外交使節の制度が一般化したことのためである。

その結果、領事は、都市ではなくして、国家によつて任命される国家の機関となつた。が、その代りに、これまで領事に認められていた重要な役割、即ち、裁判官としての権限も、外交使節としての任務も奪はれることになつた。^(二)そのために、領事の地位は、かえつて著しく低下することになり、一時は、あたかも外国人たる私人と同一であるかのごとくに考えられ、それが国家を代表する公的な資格を有すること、つまり *ministre public* たることが、学説上でも実際上でも問題にされた位である。^(三)このように、一旦は不明確になつた領事の地位を、ようやく国家機関としての正常な地位にひきもどすことになつたのは、十八世紀の後半から十九世紀の間に、多数締結されることになつた通商航海条約や領事条約によつてである。今日においても、外交使節の場合と異なつて、領事に関してはその地位と職権の節制とが、特に条約によつて明確に規定される必要があるのは、根本的にはかかる事情によるものといえる。かくして、現在の領事制度を理解するためには、是非とも中世の領事制度の実体について考察することが必要なのである。この目的のために、つぎに、中世の領事制度の実情を考察して、それによつて、その時代の領事制度の特色を明かにしようとおもう。

(一) Potter, Pitman B., *An introduction to the study of international organization*, 1922, p. 63—70.

(二) 十七・八世紀の有力な学者たちは、領事が *ministre public* たることを否定する Engelhardt, Ed., *Consuls et Diplomates*, *Revue d'histoire diplomatique*, 1890, p. 29—31。即ち、殊に、Wicquelforte, *L'ambassadeur et ses fonctions*, *Lib. I*, 1690, p. 63; Bynkershoek, Cornelius van, *De fore legatorum*, cap. X, (Cornelii van Bynkershoek, *Opuscula varii argumenti*, 1729, Tom. I, p. 356.) 参照。かく、十七・八世紀に、領事制度が一般にヨーロッパ諸国家の注目をひかなくなつたのは、結局、その時代における政治的関係の重大性が、領事制度よりも、むしろ外交使節の制度に重大な役割を果せさせたからである Martens, *Friedrich von, Völkerrecht*, 1886, Bd. II, S. 70。

中世の領事が商業都市によつて任命されたこと、及び都市のいかなる機関が領事を任命したかについては、既に他の箇所^(二)でのべた通りである。それゆえに、中世の領事は、その時代の封建国家ではなくて、都市を代表する機関として都市的 *municipal* な性格のものであつた。その意味では、領事は都市の人口を構成する商人階級の代表者に外ならなかつた、と主張することは別段誤りではない。たしかに、領事は、それらの商人たちの海外における商業活動の必要と、かれらが海外の植民地又は居留地において、本国の法の適用の下に団体生活をいとむ必要にもとづいて設けられたものであるから^(三)。

しかしながら、このことに関して附言すべきことは、そのために、その時代の領事が封建君主とは全く無関係であつて、君主の権威にもとづく委任状 *mandat de l'autorité royal* をうけることがなかつた^(四)、と考えるのは歴史的には正確ではないということである。

即ち、イタリアの商業都市の場合のように、封建君主に対して完全な独立を獲得し、それ自体が一つの共和国を形成していた場合はとにかくとしても、スランスやスペインの商業都市の場合には、それほど完全な自主的な地位は認められていなかつた。従つて、それらの諸都市の場合には、領事の任命に関して、封建君主から特許を与えられること、及び任命された領事に対して正式の辞令又は委任状が交付されることが必要であつた。

例えば、バルセロナ市の場合、その都市の領事は都市の最高の機関である市参事会によつて選任された。が、バルセロナ市のこの権利は、一二六六年に、アラゴン王国の君主がその都市に対して、シリアとエジプトにおいて、バルセロナ市の市民のみならず、アラゴン王国の人民や、当時その王国の支配下にあつたマジョルカ、ヴァレンチア、モ

ンペリエの市民に対しても管轄権を有する領事を任命する権利を与えたことにもとづくものである。バルセロナ市のこの権利は、その後、一層拡大された。即ち、一方において、アラゴン王国がカステイリアを併合したときに、バルセロナ市の任命する領事の管轄権は、カステイリアの人民にも及ぶことになった。が、それと共に、他方において同市は又、シリアやエヂプトばかりでなく、イタリアと南フランスにも領事を派遣する権利を認められることになった。バルセロナ市は、常にこの特権の維持に努力した。そのために、アラゴンの君主が直接に領事を任命しようとした場合には、その都度これに対して強硬に反対した。バルセロナ市に領事を任命する権利が認められることになったのは、以上の事情による。が、それでも、同市が任命した領事に公式の辞令又は委任状を与えるのは、アラゴン王国の君主であつたことは注意すべき事柄である。もつとも、その場合、アラゴンの君主は、バルセロナ市の市参事会が選任した領事を拒否する権限はなかつたようであるから、その君主の承認は、単に形式的なものにすぎなかつたのであるが。^{(四)(五)}

同様のことは、フランスの君主とマルセイユ市との関係についても認められる。即ち、マルセイユ市は、一二五七年に Charles d'Anjou がこの都市の特権を認めた *Chapitre de paix* の中で、海外にある同市の市民を保護するために領事を任命する権利を認められた。そして、その都市がフランスの君主の支配に服することになつてからも、代々の君主はその *Chapitre de paix* を確認して、マルセイユ市が選任する領事を同市の正式の領事とし、これに辞令を与えることを承認した。^(六)

以上のように、都市が封建君主に対してある程度の従属的な関係にある場合には、都市は君主の特許にもとづいて、自ら領事を選任する権利を認められたのであるから、それが選任した領事が正式にその都市の領事としての資格をもつためには、封建君主の承認をうる必要があるであつた。そのために、領事に対する正式の辞令又は委任状は、

かれを選任した都市ではなくて、封建君主によつて与えられたのである。この意味において、領事は決して封建君主と無関係ではなかつた。しかしながら、注意すべきことは、その場合でも領事はやはり、かれを選任した都市を代表するものであつて、かれに辞令を与えた封建君主の領事として、その封建国家を代表するその国家の機関ではなかつた、ということである。このことは、上述のバルセロナ市の場合のように、その都市以外の、封建国家に從属する他の諸都市の市民に対しても管轄権を有するものと認められた場合でもさうであつた。というのは、都市の領事は、たとえ封建君主から辞令又は委任状を与えられたところで、領事に就任してからの職務上の行動については、その君主ではなくて、かれを選任した都市から訓令をうけ、又これに対してのみ報告をなすなど、専ら都市の監督に服するものであつたから。

(一) 拙稿、「中世の領事制度」—領事の名称と選任—、法政研究二二卷二号。領事が都市によつて任命されたことは、*consules missi* ばかりでなく、*consules electi* についてもいわれうることである。即ち、この種の領事も、正式の任命は都市によつてなされたのであるから。

(二) 領事制度は、中世の社会における最も資格ある成員によつて自由に支配されていた社会的団体の組織にもとづくものである。Claviere, de Maulde-la-, *La diplomatie au temps de Machiavel*, Tom. III, 1893, p. 293—4。

(三) Bousquet, Georges, *Agents diplomatiques et consulaires*, 1883, p. 76.

(四) Salles, Georges, *L'institution des consulats, son origine, son développement au moyen âge chez les différents peuples*, 1898, p. 17—8.

(五) 最初は、バルセロナ市の市参事会が自ら辞令を与えた。そして、一五一〇年以前には、アラゴン王国の君主も時々その辞令の上に、選任された人物が領事として適當である旨を証明することがあつただけである。しかし、その年以後になつて、君主

が直接に、かつ正式に辞命を与えることになつた。Salles, op. cit., p. 26. 参照。

(六) Salles, Georges, Les origines de premiers consulats de la nation française à l'étranger, 1896, p. 32.

三

領事が任命された場合、^(二)新任の領事は宣誓を行うことが当時の慣行であつた。

その宣誓がいかなる内容のもので、どこで、だれに対して行われるかに関しては、確定した原則があつたわけではない。多くの場合、領事は着任の日に、植民地の人たちを集めて、かれらの前で、衡平に裁判を行い、かれらの身体と財産の保護に任ずることを神に誓つたものである。^(三)

領事の宣誓については、一三四一年のシシリアにおける領事に関するアラゴン王の勅令が詳しくのべている。それによると、(一)メッシナ、シラクサ、パレルモ又はトラパニに派遣された領事は、バルセロナ及びマジョルカがシシリアにおいて有する権利と特権とを、全力をつくして護ることを宣誓しなければならない。つぎに、(二)すべての商人や船舶の管理人 *patro de nau, patrons de navires* や船員たちも、領事の前で、かれらが使用した貨幣及び領事の管轄区域内で売つた商品を領事に報告すること、かれに対して法律の定めるところに従つて税を支払うことを宣誓しなければならないといふことになつて^{(三)(四)}いる。

宣誓に関して特に興味をひくことは、領事が、或いは領事館内で、或いは自己の管轄区域内で、自ら酒類の販売を行わないこと、及び領事館員やその他の者をしてこれを行わしめないことを宣誓することが、しばしば行われたことである。例えば、一三八一年のアレキサンドリアにおけるバルセロナの領事館に関する規則の第四条は、領事がバルセロナを出発する前に、そのことを宣誓すべきことを規定している。^{(五)(六)}が、その外にも同様の規定が、マルセイユの法

律 *le chapitre XVII du livre I^{er} du statut de Marseille* ^(七) や、一三八六年のダマスの領事館に関するバルセロナの規則の第二條にもみられる。^(八)

任命された領事が任地に赴くに當つて、本国の都市又は封建君主から訓令や委任状をうけることは、今日の領事の場合と大体同様であつた。が、接受国の政府から認可状 *lettre d'exequatur* をうけることは、制度としては末だ確立していなかつた。というのは、認可状を交付する制度又は手續が確立したのは、領事が近代国家によつて直接に任命され、派遣されることになつてから後のこと、つまり、十八世紀になつてからのことであるから。^(九)

けれども、中世においても、接受国は、いかなる人物が領事に任命されるかについて、全く無関心ではなかつたこととはいうまでもない。そのために、領事の接受に関して、しばしば争いがひき起された。例えば、十四世紀の初めに、ギリシヤの皇帝はゼノアがペラの植民地に任命した *podestat* を、かつてかれとの間に紛争をまき起したことがある人物という理由で、その接受を拒絶した。しかし、この場合には、ゼノアの態度が最後まで強硬であつたために、皇帝の側でも結局はその接受を認めざるをえなかつた。又十五世紀には、同じくギリシヤの皇帝は、免職されたカタロニアの領事を支持して、その後任として派遣された領事の接受を拒絶したことがある。^(二一) たしかに、中世の領事の地位は、今日の領事のそれと比べて、はるかに重要であつて、かれに対して外交上の活動も期待されたのであるから、いかなる人物が領事に任命されるかは、今日とは違つて、接受国にとつて重大な関心事であつたことは、容易に想像されうることである。

(一) 一三九七年のアンコナ海法 *Rub, XLVIII* は、*consules electi* に関して、領事に選挙された者が承諾しない場合には、罰金として二五 *libre* を支払はなければならぬことを規定している。同様の規定は、マルセイユの法律 *le chapitre*

XVII du livre 1er du statut de Marseille の中にもみられる。Pardessus, J. M., Collection de lois maritimes antérieurs au XVIIIe siècle, 1828, Tom. V, p. 160—1 参照。しかし、かかる承諾の義務が、領事について一般に、即ち *consules missi* についても、かつその他の都市の場合にも認められていたかどうかは明かでない。

(二) 例えば、ゼノアの領事は、ゼノアの法律を自らまもり、植民地の人たちにもこれをまもらせること、及びこの法律に従つて裁判を行い、ゼノアの法律に規定がない時には、ローマ法によつて裁判することを宣誓した Salles, L'institution des consuls, p. 30.。

(三) Pardessus, op. cit., Tom. V, p. 367—8.

(四) 領事の管轄に服する者の側からも、このように宣誓を行うことが一般の慣習であつたかどうかは明かでない。が、Salles は、テイルスの植民地に居住するヴェネチア人たちが、十三世紀に、シリアにおける *bailes* や *vicomtes* に服従することを誓つたことをのべている。Salles, op. cit., p. 30. 参照。

(五) Pardessus, op. cit., Tom. V, p. 474—5.

(六) ここにいうバルセロナの領事は、船舶上の領事 *consul sur mer, consul à bord des navires* のことである。即ち、船舶に乗つて、航海の間は船舶上の商人たちの争いを裁判し、船舶が居留地に碇泊中は、居留地において裁判を行い、船舶と共に帰国する制度の領事である。スペインや南フランスの諸都市には、特にこの種の領事の制度が広く採用されたらしい。しかし、イタリアの都市も、この種の領事を任命したことは、一二五五年のヴェネチアの法律 *chapitre LXXVIII* がこれを規定していることから明かである。Pardessus, op. cit., Tom. V, p. 246—7. 参照。又、一三九七年のアンコナの海法第四七条も、この種の領事について詳細に規定している。Pardessus, op. cit., Tom. V, p. 156—7 参照。又、*Consolato del mare, LXXIV [119]* もこの制度のことをのべている。Pardessus, op. cit., Tom. II, 119—20 参照。

この制度を、何時頃、どの都市が最初に採用したのか明かでない。Pardessus によれば、それに関する最古の文献は、

聖ルイが一二四六年に Aigues-Mortes 市と与へた勅令 l'article 7 de l'ordonnance である、といわれる。Pardessus, op. cit., Tom. V, p. 110 et 156, note (5). 参照。従つて、少なく共十三世紀の中葉には存在していた、ということになる。そこで、領事制度の起源に関して、まづこの船舶上の領事が、次第に居留地に定着することになつたものである、と主張する説 Nys, Ernest, Les origines de droit international, 1894, p. 286. がある。たしかに、ある特定の都市の領事制度又は特定の居留地の領事制度の発達について考えると、或いはそのようにいわれうるかも知れない。しかしながら、この種の領事は、consules maris が任命したもので、それは consules maris がびまた後に成立したものとおもわれる。そうすれば、領事制度は、これを一般的に考察する場合には、既に consules maris が成立する以前において vicomte の制度として確立していたことは、既にのべた通りである。前掲拙稿「中世の領事制度」参照。

(七) Pardessus, op. cit., Tom. V, p. 475, note (1) et Tom. IV, p. 257.

(八) Pardessus, op. cit., Tom. V, p. 478.

(九) Pradier-Fodéré, Traité du droit international, Tom. IV, 1888, p. 447.

(一〇) Salles, op. cit., p. 29.

四

任地において領事は、なによりも、商業植民地又は居留地の長官である。従つて、領事は、商業植民地又は居留地に居住する人々を支配し、かれらに対して保護を与えなければならぬ。そのために領事に課せられ、かつ中世の領事に特有の主要な職務は、まづ、(一)それらの商業植民地の人々に対して厚遇 *hospitalité* を与える主人として、かれらの日常生活を世話し、その商業上の便益をはかることと、更に、(二)かれらの間の紛争を、本国の法律に従つて

裁判することとである。その外に、領事は、接受国に対して本国の政治上の利益を代表して、これと外交上の交渉を行うこともあつた。特に、任地が政治の中心地である場合にはそうであつた。外交使節が特別の使命をおびて、時たまにしか派遣されることのなかつたその時代において、任地に常時駐在する領事に重大な外交上の任務がおわされたことは、自然のことともいえるであろう。そのためには、中世の領事は、今日の常駐外交使節に相当する高い地位と名誉とが認められ、ある場合には、国家の元首のごとくに待遇されたこともあつた。そして、その威厳を示すために、例えば、キプロス島のフマグスタに派遣されたゼノアの *podestat* のごときは、二名の喇叭手と劍持の騎士の従者を従えることなしには外出することがなかつた^(二)、といわれる。が、このことは、ヴェネティアやゼノアがコンスタンティノープルに任命した各々の *podestat* について、既に説明したとうりである^(三)。従つて、ここでは、領事のその他の職務についてのべるにとどめる。

そこで、第一は、領事が商業植民地又は居留地の人たちを客として、これに厚遇 *hospitalité* を与える主人であつた、ということである。このことは中世のすべての領事について共通にいわれうることである。

中世の領事も、原則としては領事を任命した都市の市民であつたことは勿論である。*consules electi* の場合には、そのことが被選挙者の資格要件として、諸都市の法律がはつきりと規定している。しかしながら、中世においても、今日の名誉領事のように、ときには接受国の市民が領事に任命されることもあつた。例えば、ある都市が、その都市の市民を領事に任命するよりも、むしろ領事をおくべき土地の有力な市民を領事に任命して、その勢力にたよつた方が、その土地に居住する自己の市民の保護のために一層有利である、と考えた場合などである。が、かかる種類の領事が任命された事例は、可成り古い時代から存在したようである^(四)。そして、外国人に対して厚遇 *hospitalité* を与えるという観念は、かかる領事の場合にこそ最も適合したものとおもわれる^(五)。けれども、その観念にもとづく領事の職

務は、決してこの種類の領事に限つて認められたものではなく、普通の領事の場合にも同様であり、それが、中世の領事制度を特色づけていたものなのである。というのは、それは要するに、商業植民地に設けられた商館 *fundicium* を、商人たちの使用に提供することであつたから。

商館 *fundicium*, *fondigue*, *fondouks*, *fondaco* は、イタリアでは *leges*, *logia* とよばれ、それは商業植民地又は居留地に居住する人たちの共同の使用に供せられる建物で、かれらの宿舎、商品の倉庫、又は商店にあてられた。その中には、共同の浴場と炊事場が設けられていた。のみならず、その一部は又、教会として使用されることもあれば、ときには、その中庭に共同の墓地が造られていることもあつた。^(六) 領事はこの商館の主人として、その建物を管理し、かつ必要な場合には増築して、それを植民地又は居留地の人たちに無償で使用させなくてはならない。^(七) これがつまり、厚遇 *hospitalite* を与える主人としての領事の任務なのである。そして、このことは、領事がかれを任命した都市の市民であると、接受国の市民であることによつて異なることはなかつた。ただ、前者の場合には、商館は、領事の本国都市が自ら所有するか、又は借りうけたものであるのに対して、後者の場合には、一般に、領事に任命された接受国の有力な市民が所有する建物や土地が、その目的のために提供された、^(八) という点で相違するだけである。

商館と、その所在地たる商業植民地又は居留地は不可侵であつて、土地の官憲は、領事の承認がなければ、職権の行使のためにその建物やその地区に勝手に立入ることが許されなかつた。従つて、その内部における秩序の維持は、専ら領事の権限と責任とに属せしめられた。即ち、領事は、その区域に、本国都市の市民以外のものの出入を禁止する絶対的な権利を認められていた。かれは、危険な人物や好ましくない人物の立入りを禁止し、又はかかる人物を追放する権限を有していた。のみならず、その区域内で、自ら酒類の販売を行つたり、他の者がそれを行うことを許可

してはならなかつた。又領事は、その区域内で犯罪が行われた場合には、犯罪者を逮捕し、必要な場合には土地の官憲の援助を求めることができた。^(九)

(一) 領事は、一般には、商人たちの商業上の利益を保護するために派遣された。が、中世において、特別の場合には、専ら巡礼者を保護する目的で派遣されたこともある。例えば、十五世紀の前半に、エルサレムに任命されたヴェネチア、ゼノア、聖ヨハネ教団 l'Ordre de Saint-Jean の領事などはそうであつた Salles, op. cit., p. 14. 又、ナルボンヌの領事も、十四世紀にエジプトで巡礼者を保護した。そのため、その領事は、特に *consul de France (ou de Narbonne) et des Pèlerins* とよばれた Salles, op. cit., p. 39. 。

(二) Salles, op. cit., p. 61.

(三) 拙稿、前掲「中世の領事制度」

(四) 例えば、一二七八年に、ピサの有力な市民 Ugolino Sceleti が、ピサにおけるナルボンヌの正式の領事に任命された Schaube, Adolf, *La proxénie au moyen âge, Revue de droit international et de législation comparée*, XXVIII, 1896, p. 527—8. が、かれは又、同時にピサにおけるカタロニアの領事でもあつた Schaube, op. cit., p. 533. Schaube は、その他の同様の事例を多数あげている。Schaube, op. cit., p. 530—56. 参照。

(五) *hospitalité* の制度は、古代ギリシヤに発達した。つまり、ギリシヤの都市国家は、自国の市民であつて、他の都市国家に居住するものの保護を、後者の有力な市民に依頼した。それを、*proxénie, proxenia* という。が、その *proxénie* は、中世のこのにゆる種類の領事と非常に似たものであつた。そこで、Schaube は、中世のその種類の領事のことを特に *la proxénie au moyen âge* とよんで、それが他の種類の領事とは別に、ギリシヤの外国人に対する厚遇の制度 *hospitium publicum* にもとづいて発達したものである、と主張する Schaube, op. cit., p. 556. 。

しかしながら、この説は、つぎの理由によつて、正しいとはおもわれない。即ち、第一に、そのギリシヤの制度と中世の制

度とは、歴史的に結びつきがないことである。このことは、Schaube 自身も認めている通りである。Schaube, op. cit., p. 556. 参照。第二に、ギリシヤの *proxénie* は裁判官ではなかつた Bousquet, op. cit., p. 74. が、中世のその種類の領事は、他の種類の領事と同様に裁判官であつたことである。そこで Schaube は、この点を弁明して次のようにいう。それはつまり、近東に発達した形式の領事制度 *vicecomites* の影響によるものである。そして、その裁判権の行使が認められたために、その主人たる任務と性質を有する領事に対して、*consul* の名称が与えられたのである Schaube, op. cit., p. 532—3. と。けれども、勿論、このことを、かれは充分な歴史的根拠にもとづいて証明しているわけではない。しかし、第三に、何よりも、ギリシヤの *proxénie* と中世のここにいふ種類の領事との間に認められる根本的な相違は、前者が、都市国家と私人との契約にもとづく制度であつたのに対して、後者は、都市と他の都市又は国家との間の条約にもとづく制度であつたことである。中世のその種の領事が、裁判権を行使する権限を認められていたのも、そのためである。ギリシヤの *proxénie* が都市国家と私人との間の契約にもとづくものであつたことに関して、Tissot, ch. Des *proxénies grecques et de leur analogie avec les institutions consulaires modernes*, 1863, p. 13—6; Phillipson, Coleman, *The international law and custom of ancient Greece and Rome*, 1911, Vol. I, p. 148; Laurent, *Histoire du droit des gens*, Tom. III, 1867, p. 119. 参照。

(六) Salles, op. cit., p. 41—3.

(七) 領事は、商館の使用を、原則として、かれを任命した都市、普通はその領事の本国都市の市民に対してのみ許さなければならなかつた。しかし、その都市の船舶で渡来した外国人に対しても、その使用を許すことがあつた。かかる例外の場合に、外国の人民に使用が許されるときは条件に関して、一三八一年のアレキサンドリアにおけるバルセロナの領事館の規則第六条乃至第一〇条が、詳細に規定している。Pardessus, op. cit., Tom. V, p. 475—6. 参照。

(八) 先に引用した一二七八年にピサにおけるナルボンヌの領事に任命された Ugolino Scaletti は、多くの土地の所有者であり、

かれは自己の所有する土地や建物を、宿舍や倉庫、その他の用にナルボンヌ人に提供したことについて、Schaube, op. cit., p. 529. 参照。

(7) Salles, op. cit., p. 45—6.

五

第二は、そして最も重要なことは、領事が常に裁判官 *judex* であつた、ということである。即ち、当時の領事はすべて、かれの管轄に属する商業植民地又は居留地の人たちの紛争を、かれらの本国の法律を適用して裁判する権限を認められていた。従つて、近世になつてから特別に問題になり、国際法上の特殊的な制度として論議されるに至つた領事裁判制度にみられるような、領事が裁判権を行使することは、中世の領事制度においては、むしろその制度の原則的な内容をなすものであつたのである。

しかしながら、領事がいかなる種類の事件について、いかなる範囲の裁判権を有するかに関しては、はっきりした原則があつたわけではなかつた。それは、個々の条約や特権の許与によつて、色々に定められていたのであつて、決してすべての領事に一樣に、植民地又は居留地の人たちの民事及び刑事のあらゆる事件について、常に完全な裁判権を有していたのではない。かかる完全な裁判権の行使が認められたことも、勿論なくはないが、多くの場合、領事の裁判権に対しては、何らかの制限が加えられていた。ことに、刑事事件に関してはそうであつた。即ち、殺人や謀叛のような重罪は、領事の裁判管轄権から除外されたこともすくなくない。又、窃盗や誘拐などを除外した例もある。ときには、民事事件についてだけ領事の裁判権を認めた場合も稀ではなかつた。^(二)

領事の裁判権は、多くの場合、かれの管轄権に服する人たち、つまり、接受国の市民が領事に任命されたのではな

い普通の領事の場合には、かれにとつて自國の人たちの間の事件についてのみ認められた。このことが、条約のなかではつきりと規定された場合もすくなくなかつた。^(三)が、かかる特別の規定がなくても、それは、その当時における領事の裁判権の行使に関して、一般に認められていた慣習でもあつた、ということができる。そのために、一方の当事者が領事の裁判権に服する人で、他方の当事者がそうではなかつたとき、つまり、異国籍人の間の所謂混合事件の場合には、一般には、土地の裁判所で裁判が行われた。特に、刑事の事件に関してはそうであつた。

しかしながら、かかる混合事件の場合にも、領事が裁判権を行使しうることが条約の規定のなかや特権の許与の場合に認められたことも、勿論ないわけではない。むしろ、そうした場合も、可成り多数あつたことは事実である。そして、その場合には、所謂被告主義 *actor rei forum sequitur* の原則が適用された。即ち、異国籍の外国人の間の事件にあつては、被告の属する都市の領事が裁判権を行使した。又、外国人と接受國の人民との間の事件にあつては、被告が外国人であるときには、その外国人の属する都市の領事が、又、被告が、接受國の人民である場合には、土地の裁判所が裁判を行つたのである。^(三)

ところでその被告主義の原則を適用すべき場合に、つぎのことが問題となる。即ち、その場合に、たまたま被告の属する都市の領事がいないときにはどうすればよいか、ということである。けれども、かかる場合の措置に関して、はつきりした原則はなかつたようである。或いは、一一五五年に、ゼノアの市民が原告として、モンペリエの市民を相手に訴訟を提起しようとするときには、ゼノアにモンペリエの領事がいなかったもので、かれは遠くモンペリエの市まで訴え出なければならなかつた、といわれる。^(四)しかし、常にかかることが行われたとは考えられない。むしろ、そのような場合には、普通、土地の裁判所が裁判を行つたものとおもわれる。それゆえに、年代としては中世のものではないが、一六三三年のサルディニアの法律 *Chapitres des Cortés, Cap. LII* も、サルディニアにおいて

このような事態がおこつた場合には、サルディニアの *consul* が裁判することを明白に規定している。^{(五)(六)}

上述のことは、異国籍の人たち、即ち、別々の都市に属する外国人か、又は外国人と土地の人民との間に起つた事件に關していわれうることである。特に、後者の場合においてはそうであつた。が、これに反して、同一の国籍の外国人の間に起つた事件に關しては、それらの外国人は、一般に、その事件をかれらの領事に訴える以外に、土地の裁判所に訴えることはかたく禁止されていたようである。だから、かれらは、自分が有利と考えるところに従つて、或いは自国の領事に訴えたり、或いは土地の裁判所に訴えたりすることは許されなかつた。そこで、例えば、一三九七年のアンコナの海法 *Rub. XLVIII.* も *consules electi* の権限について規定した際に、アンコナの市民が他のアンコナの市民を、アンコナの領事以外の裁判官に訴えることを禁止すると共に、この禁止に違反した場合には、罰金を支払うべきことを規定している。^(七) 又、ロンドンにおけるフィレンツェの領事館に關する一五一三年の法律にも、同様の規定がみられる。が、その法律は、更に、フィレンツェの市民がフィレンツェの領事の裁判権に服することを約束しない外国人と取引することを禁止している。^(八)

このことに關連して、*Gaete*, *Caieta* 市のある古い法律が注目し値する。この法律がいつ頃制定されたものか明かでないが、*Pardessus* によるならば、おそらく十三世紀より以前に制定されたものと考えられる。この法律のなかには、中世における領事の裁判権に關する規定が含まれているが、特別に興味をひくことには、それが、*Gaete* 市の任命する領事ではなくて、その都市に駐在する外国の領事の権限に關して規定していることである。たしかに、マルセイユやアンコナ及びその他の諸都市の法律も、領事の権限に關して可成り詳細な規定を設けているけれども、それらはみな、それらの都市が任命して派遣するか、又は海外の商業植民地又は居留地にあるそれらの都市の市民が選挙する領事の権限に關するものである。それゆゑに、この点において、*Gaete* 市のその法律は、他に類がないもの

とおもわれる。

その Gaète 市の法律によるならば、その都市に駐在する外国の領事の権限に関して、つぎのように定められている。即ち、(一)刑事事件に関しては、すべての外国人は、特権による特別の定めがない限り、Gaète 市の裁判官の裁判管轄権に服する。(二)外国の領事の職務は、自国の人民の間の民事に関する事件についてのみ裁判権を行使することにある。民事事件に関しては、かれら外国人は、自国の領事以外のいかなる裁判官にも訴えてはならない。即ち、外国人の間の民事事件については、かれらの領事だけが裁判すべきであつて、他の裁判所は裁判を行つてはならない。(三)従つて、もしかかれらが他の裁判所に訴えられたときには、かれらは裁判に応じることが拒絶することができる。そこで、Gaète 市の裁判官も、かれの前でこの拒絶がなされたときには、その外国人の属する都市の領事に事件を移さなくてはならない。又、その外国の領事は、職権をもつて、その事件を裁判すべきことを要求することすらできる。Gaète 市の最高の裁判官は、外国の領事に対して、その権限の行使のために、保護と援助とを与えなければならぬ。^{(註(10))}

(一) Salles, op. cit., p. 70—4.

(二) Salles, ep. cit., p. 75.

(三) この被告主義の原則が、はつきりと条約のなかで規定された場合も多数あつた。Salles, op. cit., p. 74.

(四) Salles, op. cit., p. 74, note (2).

(五) Pardessus, op. cit., Tom. V, p. 317—8.

(六) このことは、異国籍の人たちの間の事件、特に外国人と土地の人民との間の事件に關していわれることである。同一の都市に属し、従つて同一の国籍を有する外国人の間の事件に關しては、たとえその都市の領事がない場合でも、一般には、土地

の裁判所に訴えることは禁止されていたとおもわれる。このことについて、例えば、一三九七年のアンコナの海法 Rub. XLVIII は、かかる場合の措置についてはつきりと規定している。即ち、アンコナの任命した *consul* —— この場合の *consul* は、植民地に常設的に派遣されたものではなくて、前述の *consul sur mer* とよばれるところの、船舶上の領事、即ち船舶に乗組んで、船舶が航行中は船舶上で裁判を行い、船舶が海外の植民地に碇泊中はその地で裁判を行う領事のことである—— もいなければ、又六人以上のアンコナの市民がいなかったために、*consules electi* も選挙されていない場合でも、アンコナの市民は、かれらの間の争いを、土地の裁判所に訴えてはならない。かかる場合には、一名のアンコナの市民を選んで、かれをして裁判を行わしめるべきである。そして、その選ばれた市民もまた、*consul* と称せられる」と。Pardessus, *op. cit.*, Tom. V, p. 161. 参照。

(七) Pardessus, *op. cit.*, Tom. V, p. 161.

(八) Liu, Shih Shun, *Extraterritoriality, its rise and its decline*, 1925, p. 30—31.

(九) Pardessus, *op. cit.*, Tom. V, p. 230—1 et 251—2.

(一〇) 同一の都市に属する外国人の間の事件に関しては、その都市の領事だけが独占的に裁判管轄権を有していた。が、それならば、それらの外国人と領事との間に起つた事件に関しては、誰が裁判を行うか、ということが問題となるであろう。かかる場合に関して、一三八六年のダマスにおける領事館に関するバルセロナの規則は、つぎのように規定している。即ち、その場合、領事が一名のカタロニアの商人を選び、他方の当事者も同様に、他の一名のカタロニアの商人を選ぶ。この選ばれた二名のものが、調停者として、事件を解決する権限を有する」と。Pardessus, *op. cit.*, Tom. V, p. 481. 一三九七年のアンコナの海法 Rub. XLVII も、*consul sur mer* に関してではあるが、同様の場合に対処するために、詳細な規定を設けている。Pardessus, *op. cit.*, Tom. V, p. 157. 参照。

最後に、中世における領事の収入に関して、つけ加えてのべる必要がある。この点もまた、中世の領事制度における一つの特色といえるから。

元来、領事が本国から一定の俸給を支給されることになつたのは、近世になつて、領事が近代国家によつて任命され派遣されるようになってからのことで、せいぜい十七世紀以後のことである、とみるものが正しい。だから、それ以前の、つまり中世の領事は、原則として本国から俸給をうけることはなかつた。⁽¹⁰⁰⁾ その代りに、その時代の領事は、領事館税 *cotimo, cottimo* とよばれる租税を徴収する権利が認められていた。領事は、それによつてえられた収入をもつて、自分とその他の領事館に働く人たちの俸給にあてると共に、かれが管轄する植民地又は居留地の行政に必要な一切の費用をまかなつた。これが、その時代の領事の収入に関する、一般の建前であつたのである。

この領事館税の徴収権は、*consules missi* にも *consules electi* にも同様に認められていた。のみならず、接受国の市民が領事に任命された場合でも、やはり同様であつたとおもわれる。そこで、例えば、先にものべた一二七八年にピサにおけるナルボンヌの領事に任命されたピサの市民である *Ugolino Sceleti* は、かれの *feudum sive salarium* として、ピサの市場でナルボンヌの商人が取引する商品とかれらの船舶とに対して、つぎの税率に従つて課税する権利が認められていた、と伝えられる。即ち、商品については、その価格の *un livre* に対して *un denier* を。又、ピサの港で荷物を陸揚げするナルボンヌの商船については、*barque* 型からは *un sou* を、*trita* 型からは *un sou* を、又、*navis* 型からは *un sou* を徴収した。更に、荷物を陸揚げすることなく、一定の期間、碇泊を延期した商船は、入港税の支払いの担保として、帆と舵とをはずさなければならなかつた。が、その場合、*trita* 型からは *un sou* を、*navis* 型からは *un sou* を徴収した。⁽¹⁰¹⁾

領事館税の税率は、各都市の法律によつてはつきりと定められていた。⁽¹⁰²⁾ だから、領事はその税率に従つて課税する。

ことができるだけであつて、自分で勝手に徴収することは許されなかつた。この点においても領事は、本国の都市の統制の下におかれていたのである。

領事館税は、勿論、領事の管轄権に服する人たちから徴収された。それは、原則として、領事を任命した都市の市民であつて、普通には、領事と同一の都市に属する人たちからである。しかし、例外としては、そうでない人たちも領事の管轄権に服することがあつたので、それらの人たちからも、領事は領事館税を徴収することができた。例えば、先にも引用した一三八一年のアレキサンドリアにおけるバルセロナの領事館規則は、第一〇条において、アラゴン王の臣民でないものが、アラゴン王の臣民の所有する船舶に乗つてアレキサンドリアに来たときには、その地にあるアラゴン王の臣民である商人たちの同意をえて、バルセロナの商館 *Fundicum* を使用することができる、と規定している。そして、その場合には、そのものは、アラゴン王の臣民と同様に領事館税を支払わなければならない、^(五)と。又、フィレンツェの政府も、フィレンツェの商人がアンコナの船で航海した場合には、その商人は外国の港において、フィレンツェの領事ではなくて、アンコナの領事に領事館税を支払うべきであることを宣言した。^(六)

(一) もつとも、中世においても、領事が本国から俸給をうけることが全くなかつたわけではない。例へば、カッファ *Caffa* におけるゼノアの *consul* は、かれの従者に支払うために一定の割当金をうけた、といわれる。タナ *Tana* におけるゼノアの *consul* も、本国からではなかつたが、カッファにおかれた財務官から俸給をうけた。又、コンスタンティノープルのヴェネチアの *baile* は、十四世紀の終り頃、毎年二〇二五 *ducats* の確定した俸給を支給された。さらに、キプロス島におけるヴェネチアの *baile* も、同時代に四〇〇〇 *ducats* の俸給を与へられた、と伝えられる。が、この場合には、本国の政府から支給されたのではなくて、ヴェネチアに対して債務をおつていたキプロスの王から与えられたものである *Salles, op. cit., p. 87—8.*

(二) 一三九七年のアンコナの海法 Rub. XLVII は、アンコナの *chonsole eletto*、即ち *consules electi* が、アンコナ市から俸給をうけることができないことを規定している。Pardessus, *op. cit.*, Tom. V, p. 160. 参照。この場合、*chonsole eletto* とは、アンコナ市が任命した *consul* がいない場合に、海外の植民地にあるアンコナの市民が選挙した領事のことである。従つて、この法律の反対解釈からして、アンコナ市が任命した *consul* は、アンコナ市から俸給をうけたようにもおもわれる。しかし、アンコナ市が任命した *consul* とは、アンコナ市の場合には、植民地に常駐する *consul* のことではなくて、前述の *consul sur mer* のことであつた。

(三) Schaubé, *op. cit.*, p. 530.

(四) 領事館税の税率に関しては、例えば、(一)一三四一年のシシリアにおけるバルセロナの領事館規則 Pardessus, *op. cit.*, Tom. V, p. 368—9. (二)一三八一年のアレキサンドリアにおけるバルセロナの領事館規則 Pardessus, *op. cit.*, Tom. V, p. 477. (三)一三八六年のダマスにおけるバルセロナの領事館規則 Pardessus, *op. cit.*, Tom. V, p. 479—81. などと詳しい規定をみることができる。

(五) Pardessus, *op. cit.*, Tom. V, p. 476.

(六) Salles, *op. cit.*, p. 86.